



豪雨で被災された皆様へ

このたびの豪雨により被災された方に対して、心からお見舞い申し上げます。

災害により、町民の皆さまには大変なご苦労とご不便をおかけしました。

また、本町の基幹産業である農業におきましても、田畑の法面や畦畔が崩壊したり、土砂が流入し、大きな被害をもたらしました。

一日も早い復旧と皆様の安心安全が確保され、元氣と笑顔があふれるまちづくりに全力を尽くしてまいります。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

一緒にがんばりましょう。

神石高原町長 入 江 嘉 則

り災証明書の発行について（総務課 ☎ 89-3330）

台風や地震、大雨など自然災害によって住家が被災した時、その被害の程度を証明するものです。被害の程度は、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない」に区分されます。住家以外は、「被災証明書」で被災した事実を証明します。

①申請場所 本庁総務課、油木支所、神石支所、豊松支所

②申請に必要なもの

- ・り災証明（兼被災証明）交付申請書 ・印鑑
- ・本人確認書類（免許証や保険証など） ・委任状
- ・被災状況写真（※写真がない場合は、証明書の発行までに時間を要する場合があります。）

③手数料は無料です。

※住家とは、現実に住居のために使用している建物で、空き家、別荘などは含みません。

豪雨で被災された皆さまへ、支援制度をお知らせします。詳しくは各担当課へお問い合わせください。

事業・制度の名称		内容	対象	申請に必要なもの	金額など		問い合わせ先
見舞金	町災害見舞金	住家に被害を受けた世帯主に対して、見舞金を支給	住宅が全壊もしくは半壊する被害を受けた世帯	り災証明書（写し） 口座振替依頼書 印鑑	全壊	20万円	政策企画課 ☎ 89-3351
					半壊	10万円	
農林復旧	農地及び農業用施設 単独災害復旧事業	国の補助対象事業とならない小規模な農地・農業用施設被害の復旧	災害により被害を受けたかんがい施設、農業用排水路、農地、農作業道、土砂崩土等除去	位置図 写真 見積書	町内土木工事業者が施工	事業費の3分の1を補助 上限12万円 ※1箇所当たり工事費5万円以上が対象	産業課 ☎ 89-3337
					住民自治組織が施工	一律20,000円（1回限り）	
	小規模崩壊地復旧事業	県費補助事業により、人家裏の小規模な荒廃林地の復旧、または荒廃のおそれのある林地の予防	①荒廃林地または荒廃の恐れがある林地 ②人家1戸以上と主要公共施設に直接被害を与え、または与える恐れがある箇所 ③1箇所の事業費が100万円以上	負担金同意書	事業費の20%を申請者が負担		建設課 ☎ 89-3338
住環境	被災宅地復旧事業	宅地の擁壁や法面等の復旧	災害により被害を受けた、住家のある宅地	被災写真 固定資産課税台帳（写し） 見積書	町内土木工事業者が施工	事業費の3分の1を補助 上限30万円	建設課 ☎ 89-3338
					住民自治組織が施工	一律20,000円（1回限り）	
	被災進入路復旧事業	土砂崩れなどにより孤立状態となった個人宅の進入路の復旧	災害により孤立状態となった、住家のある宅地への進入路	被災写真 固定資産課税台帳（写し） 見積書	町内土木工事業者が施工	事業費の3分の2を補助 上限300万円	
					住民自治組織が施工	一律20,000円（1回限り）	
衛生	一般廃棄物撤去	災害により発生した粗大ごみ等の処理手数料を免除	災害によりり災した住家から発生した粗大ごみ等	り災証明書（写し） 写真	全額免除		健康衛生課 ☎ 89-3336

神石高原町からのお知らせ

震災、風水害等により

被害を受けられた方に対する

主な支援制度の一覧

(令和7年度)

支援制度に関する相談は、各項目にある
〔問い合わせ〕先へ連絡してください。

見舞金等

住居の損害程度により、次の支給を受けることができます

◆ 災害見舞金について

○住居の全壊 金20万円

○住居の半壊 金10万円

〔問い合わせ〕

政策企画課 89-3351

◆ 日赤災害救援物資について

毛布（1人で1枚）

日用品セット（4人で1組）

〔問い合わせ〕 神石高原町社会福祉協議会 85-2330

制度

損害の程度により税金等の減免が受けられる場合があります

◆ 町県民税等の減免について

震災、風水害等により所得が皆無となった場合など、被災日以降に到来する納期限に係る町県民税の減免を受けられる場合があります。

〔問い合わせ〕

住民課 税務係 89-3334

◆ 固定資産税等の減免について

震災、風水害等により一定程度以上の損害を受けたとき、被災日以降に到来する納期限に係る固定資産税の減免を受けられる場合があります。

〔問い合わせ〕

住民課 税務係 89-3334

◆ 国民健康保険税等の減免について

震災、風水害等により一定程度以上の損害を受けたとき、次の減免を受けられる場合があります。

・国民健康保険税の減免

・一部負担金の減免

〔問い合わせ〕

住民課 税務係 89-3334

福祉課 医療係 89-3320

◆ 国民年金保険料の免除について

震災、風水害等により一定程度以上の損害を受けたとき、保険料の免除を受けられる場合があります。

〔問い合わせ〕

住民課 町民係 89-3334

◆ 後期高齢者医療保険料等の減免について

震災、風水害等により一定程度以上の損害を受けたとき、次の減免を受けられる場合があります。

・後期高齢者医療保険料の減免

・一部負担金の減免

〔問い合わせ〕

福祉課 医療係 89-3320

◆ 障がい福祉サービス等の減免について

震災、風水害等により一定程度以上の損害を受けたとき、次の減免を受けられる場合があります。

・障がい福祉サービス等利用者負担の軽減

・心身障害者扶養共済掛金の減額

〔問い合わせ〕

福祉課 障害者生活福祉係 89-3335

◆ 介護保険料等の減免について

住宅、家財等について著しい損害を受けたとき、次の減免を受けられる場合があります。

・第1号（65歳以上）被保険者の保険料の減免

・介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス利用者負担の軽減

〔問い合わせ〕

福祉課 介護保険係 89-3535

◆ 高齢者生活福祉センターの利用料減免について

必要に応じて生活福祉センターの利用料の減免を受けられる場合があります。

〔問い合わせ〕

福祉課 高齢者福祉係 89-3377

◆ 水道料金の減免について

災害により料金の納付が困難な場合、水道料金の減免を受けられる場合があります。

〔問い合わせ〕

広島県水道広域連合企業団 神石高原事務所 89-3151

◆ 農業集落排水処理施設使用料について

住宅又は排水設備が使用できなくなったとき、使用料の減免を受けられる場合があります。

〔問い合わせ〕

健康衛生課 衛生係 89-3336

◆ し尿汲み取り料の減免について

し尿汲み取り料の減免：住宅に被害を受けた方に対し、し尿汲み取り料の減免を受けられる場合があります。

〔問い合わせ〕

健康衛生課 衛生係 89-3336

◆ 消毒液の配布について

家屋が浸水被害を受けたときの感染症対策のため、消毒液を配布します。

〔問い合わせ〕 健康衛生課 健康係 89-3366

資金の融資を受けることができます

◆ 生活福祉資金貸付（福祉資金）について

〔対象〕低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯において、災害を受けたことにより、臨時に必要となる経費

〔問い合わせ〕

神石高原町社会福祉協議会 85-2330

◆ 災害復興住宅融資について

住宅に被害を受けた方に対して、災害復興住宅の建設資金、購入資金又は補修資金の融資の相談を行います。

また、公庫融資を受けて現在返済中の方について、返済方法に関する相談も行います。

〔問い合わせ〕 独立行政法人

住宅金融支援機構 0120-086-353

お客様コールセンター

ごみ・し尿の処理について

◆ ごみの処理について

〔問い合わせ〕

健康衛生課 衛生係 89-3336

◆ し尿の処理について

〔問い合わせ〕

健康衛生課 衛生係 89-3336

証明

被害状況の証明を受けることができます

◆ り災証明について

〔問い合わせ〕

総務課 89-3330